

指標 11.5.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 11.5.2 災害によって起こった、グローバルな GDP に関連した直接経済損失、重要インフラへの被害及び基本サービスの途絶件数

ターゲット 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

定義及び根拠

○ 定義

この指標は、災害によって起こった、GDP に関連する直接的な経済損失の割合、重要なインフラ損害、並びに基本的なサービスの中断件数の 3 つの要素を測定する。

○ 概念

- ・ 経済的損失：直接的な経済損失と間接的な経済損失からなる経済への影響。
- ・ 直接的な経済損失：被災地で物理的資産の全て又は一部が破壊された金銭的価値。直接的な経済損失は、物理的被害とほぼ同等である。
- ・ 間接的な経済損失：直接的な経済損失や人的及び環境的影響の結果として生じる経済付加価値の減少。
- ・ 重要なインフラ損害：災害により破壊又は全壊された医療施設の数、教育施設の数、電力・ガスの供給設備の損傷又は供給停止戸数と、道路、橋梁、下水道等に関する自然災害による被害件数。
- ・ 基本サービスの中断件数：災害により中断された教育サービス、医療サービスの数

○ 根拠及び解釈

この指標の報告には、GDP に関連する直接的な経済損失の割合については、仙台防災枠組 2015-2030 のグローバル・ターゲット C の指標が、甚大なインフラ損害について仙台防災枠組 2015-2030 のグローバル・ターゲット D-1 の指標が、基本的なサービスの中断件数については仙台防災枠組 2015-2030 のグローバル・ターゲット D-5 の指標が使用される。

2015 年 3 月の第 3 回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組 2015-2030」におけるグローバル・ターゲットの中で、「ターゲット

C：災害による直接経済損失を、2030年までに国内総生産（GDP）との比較で削減する」及び「ターゲットD:強靱性を高めることなどにより、医療・教育施設を含めた重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を、2030年までに大幅に削減する。」は、持続可能な開発並びに経済、社会、健康及び環境の強靱性を強化することに貢献するものである。この経済、環境及び社会の観点には、貧困撲滅、都市の強靱性、気候変動への適応が含まれうる。

国連総会（決議 69/284）によって設立された、防災に関する指標・用語集に関する政府間専門家ワーキンググループ（OIEWG）は、仙台防災枠組の実施における世界的な進展を測定するための一連の指標を開発し、これは国連総会によって承認されたものである（OIEWG 報告書 A/71/644）。

データソース及び収集方法

国土交通省「建築物災害統計」－「建築物の損害見積額」

「水害統計調査」－「一般資産水害統計調査」－「産業区分別事業所資産被害額」

「災害統計」－「工種別決定額」

文部科学省「災害復旧事業費」

「災害復旧事業を行った学校等施設数」

「休校措置や短縮授業等を行った公立学校の数」

農林水産省提供数値

厚生労働省提供数値

経済産業省提供数値

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

3つの要素で構成される本指標は構成要素ごとに算出される。

（1） GDP に関連する直接的な経済損失の割合については、我が国の災害損失データベースの関連指標の単純合計を、GDP（国民経済計算）で割ることによって、算出される。（指標 1.5.2 の算出方法を参照）

（2） 重要なインフラ損害については、以下の D1～D4 の数値の単純合計数が算出される。

- ・ D1：災害により破壊又は全壊された医療施設の数
- ・ D2：災害により破壊又は全壊された教育施設の数
- ・ D3：災害による電力・ガス設備の損傷又は供給停止戸数
- ・ D4：災害による道路、橋梁、下水道等に関する、国の直轄事業及び補助事業を対象にした被害件数

(3) 基本サービスの中断件数については以下の D5～D6 の数値の単純合計数で算出される。

- ・ D5 : 災害により教育サービスが中断された数
- ・ D6 : 災害により医療サービスが中断された数

なお、3 要素の統合については、国連等での検討を踏まえて、今後検討していく必要がある。

○ コメントと限界

(1) GDP に関連する直接的な経済損失の割合…指標 1.5.2 の項を参照。

(2) 重要なインフラ損害

- ・ D1:施設数については各都道府県が集計した数値をとりまとめたもの。
- ・ D2:国公立学校については、災害復旧事業の補助対象となる一定の被害があり、補助申請を行った学校の数。私立学校施設、公立社会教育施設については、激甚災害の指定によって補助対象となり、補助申請を行った学校等の数。
- ・ D4 : 補助事業のうち、都道府県分は 120 万円以上、市町村分は 60 万円以上の被害に限る。また、直轄事業のうち、道路分は 1 箇所 500 万円以上の被害に限る。なお、対象期間は 1 月 1 日～12 月 31 日である。
- ・ D5 : 中断の数は、中断日数、中断戸数ではなく、中断したか否かを 1or0 で数える単純な方式で算出。
- ・ D6 : 施設数については各都道府県が集計した数値をとりまとめたもの。

データの詳細集計

なし

参考

なし

データ提供府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

関連政策府省

内閣府、国土交通省

担当国際機関

国連防災機関 (UNDRR)